

特 集 号

3 | 20

平成27年(2015)

北区ニュース

北区景観づくり計画(案)
パブリックコメント
特 集 号

平成27年4月1日(水)から景観行政団体となり、 北区景観づくり計画(案)のパブリックコメントを行います

北区では、これまで以上に区の魅力を活かし、より実効性のある景観まちづくりを進めるため、4月1日(水)から景観法に基づく景観行政団体となり、「北区景観づくり計画」を策定することとなりました。

今回の北区ニュース特集号は、北区景観づくり計画(案)について概要をお知らせし、4月1日(水)から区民の皆さんのご意見を募集します。

北区は、平成6年に豊かな都市文化と美しいまちをつくるため、「北区都市景観づくり基本計画」を策定し、区民・事業者・区の協働により、景観まちづくりを進めてきました。しかし、この基本計画策定から時間が経過し、社会経済情勢や景観に対する住民意識にも変化が生じており、新たな景観まちづくりに向けた景観行政の見直しが必要となっています。

一方、平成16年には、「美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現」を目的として「景観法」が制定されました。この法律では、地方公共団体が主体となって景観行政を行う景観行政団体となり、法律に基づく建築物などの形態・意匠・色彩の規制などを行うために必要となる景観計画を策定することが可能となりました。

北区景観づくり計画(案)のパブリックコメントを行います

4月1日(水)から、北区景観づくり計画(案)を公表し、区民の皆さんからのご意見をパブリックコメント(区民意見公募手続)として募集します。

寄せられたご意見は、十分検討し、計画策定の参考とさせていただきます。なお、公表する場合は、氏名など個人が特定できる情報は公開しません。

【案件名】北区景観づくり計画(案)

【閲覧場所】都市計画課(区役所第一庁舎3階13番)、区政資料室(区役所第一庁舎1階)、地域振興室、区立図書館(休館中のため赤羽・田端図書館を除く)及び北区ホームページ

【意見提出期間】4月1日(水)～5月11日(月)(必着)

【意見提出方法】郵送、ファクス、持参または北区ホームページからお寄せください。※提出の際は、必ず案件名、氏名・住所を記入してください。

【問】【意見提出先】〒114-8508(住所不要) 都市計画課

☎(3908) 9152 FAX(3908) 8336

【HP】<http://www.city.kita.tokyo.jp/kuse/koho/kocho/public-comment/>

北区景観づくり計画(案)の説明会を開催します

日 程	会 場
4月17日(金) 午後7時～8時30分	滝野川会館5階小ホール (西ヶ原1-23-3)
4月18日(土) 午後2時～3時30分	浮間区民センター3階第3ホール (浮間2-10-2)
4月18日(土) 午後7時～8時30分	北とぴあ14階スカイホール (王子1-11-1)
4月19日(日) 午後2時～3時30分	赤羽文化センター第一視聴覚室 (赤羽西1-6-1-301)

予約不要です。当日、直接会場にお越しください。
※どの会場も説明内容は同じです。

北区景観づくり計画(案)の概要

第1章 景観まちづくりの背景と理念

景観まちづくりの基本的考え方

■景観の概念

北区の景観を、“みること”をとおして五感に訴えかけてくるものと捉えます。

■景観まちづくりの視点

景観まちづくりの基本は、北区に住み、働き憩う、区民や事業者をはじめとした人々の一人ひとりが、身の周りの景観に心を配り、より望ましい景観をつくるために取り組むことにあります。まちなみを整えていくこと、北区の景観をつくる河川や低地、崖線や台地などの地形・地物を活かすこと、さらに、単なる眺めのみならず、祭りや風物、にぎわいや雰囲気といった歴史・文化・観光としての側面なども考えながら、総合的に景観まちづくりを進めることが必要となります。以上を踏まえ、以下の3つの視点から景観まちづくりに取り組みます。

- 「景観まちづくりは、協働のまちづくりである」
- 「景観まちづくりは、関係づくりである」
- 「景観まちづくりは、都市文化づくりである」

■北区景観づくり計画の基本理念、景観まちづくりの基本姿勢

基本理念、将来イメージ、景観まちづくりの基本姿勢については、「北区基本構想」や「北区都市計画マスタープラン2010」などのまちづくりの構想や計画、「北区都市景観づくり基本計画」を受けて定めます。

基本理念

歴史的文化の継承と新しい地域文化の創造

将来イメージ

“うるおい”と“ときめき”のまち
庶民的で住みよいまち
多様な個性が共存するいきいきとしたまち

景観まちづくりの基本姿勢

すぐれたものを“まもり、そだて”
足りないものを“つくり、おぎない”
阻害するものを“なおし、とりのぞく”

第3章 景観まちづくりの基本目標と方針

景観まちづくりの基本目標

区民とともに まもり つくり そだてる 北区らしい景観をめざして

北区ならではの地形や自然、歴史や資源を活かし、北区に暮らす人々が愛着を持ち、訪れる人が魅力を感じる北区の景観を「まもり、つくり、そだてる」という視点で、かけがえのない北区らしい景観まちづくりを目指します。

まもり



北区には、これまでの区民の営みや、自然・歴史の積み重ねの中でつくりあげられてきた多様な景観資源があります。これらの景観資源を区民共有の資産としてまもっていきます。

つくり



社会背景やまちの様子は日々変化します。景観まちづくりの目標を共有して、より良い景観をつくっていきます。

そだてる



これまでにつくられてきた景観をまもり、新たな景観をつくりだすとともに、これらのすぐれた景観を日々の生活の中でそだてていきます。

景観づくりを進める景観計画区域

区全域に係る基本目標をもとに、骨格となる景観に関する方針（ほねぐみ・ふちどり）と身近な景観に関する方針（かいわい・まちすじ）を定めます。

その方針を一般地区（7地域別）の景観に関する方針や景観形成基準、特定地区の景観まちづくりの目標や方針、景観形成基準に反映することとします。

一般地区
北区を7つの地域に区分し、地域の特性に応じた方針（7地域別の方針と各かいわいの方針）と景観形成基準を設定し、景観づくりを進めていく地区とします。

特定地区
一般地区の中でも良好な景観づくりに重要であり、地区独自の目標へ向けた景観づくりを進めていく必要がある地区とします。特定地区では、景観形成重点地区と景観形成方針地区を指定します。各地区について、以下のとおり、目標、方針、基準を定めます。

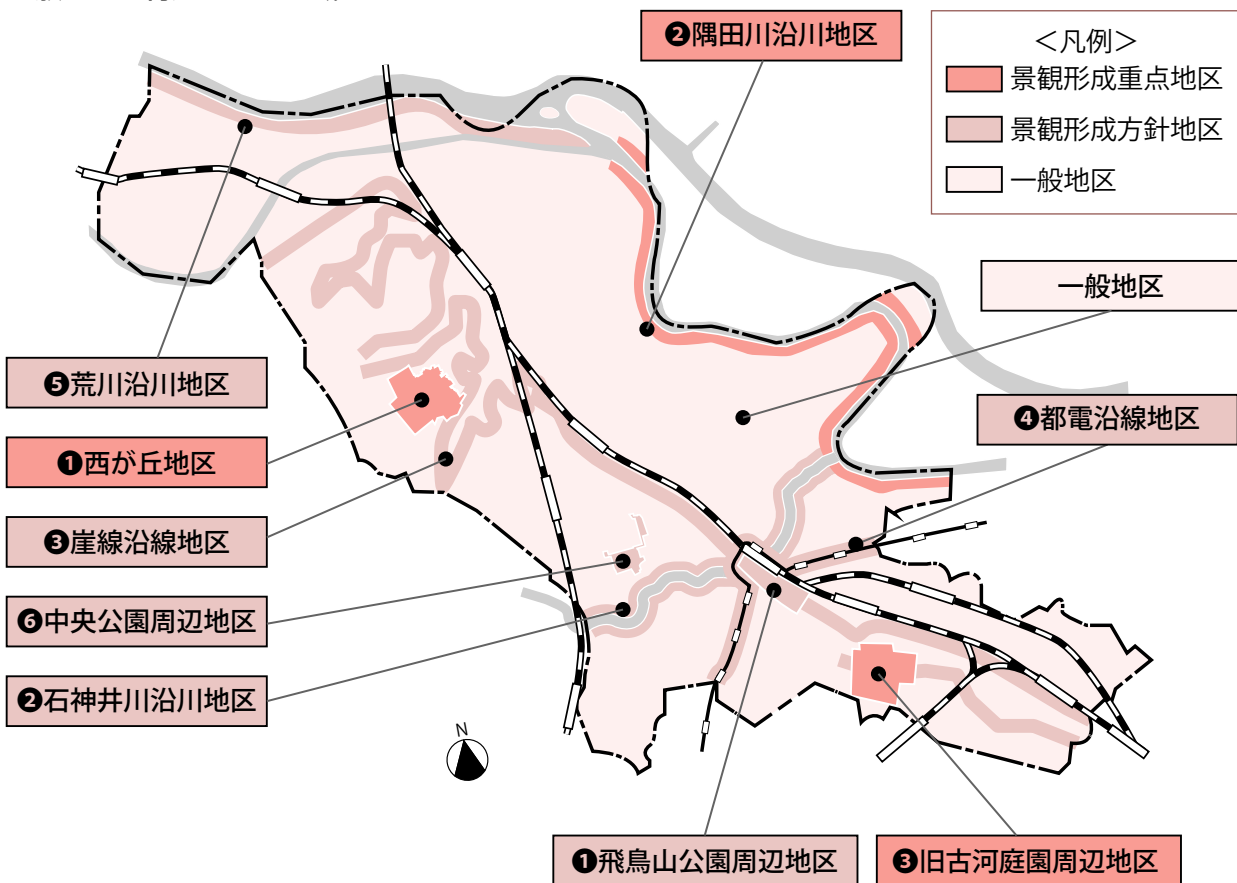
景観形成重点地区：

地区固有の景観資源や景観特性を活かし、特に良好な景観づくりを重点的に推進する地区とします。地区独自の区域、景観まちづくりの目標、良好な景観づくりに関する方針、景観形成基準を定めます（3地区指定）。

景観形成方針地区：

地区固有の景観資源や景観特性を活かし、積極的な景観づくりを推進するとともに、景観形成重点地区への移行を目指す地区とします。具体的な区域は定めませんが、景観まちづくりの目標と方針のみを定め、地域における景観まちづくりの熟度に応じて、今後、区域や景観形成基準を定めます（6地区指定）。

一般地区と特定地区の区域



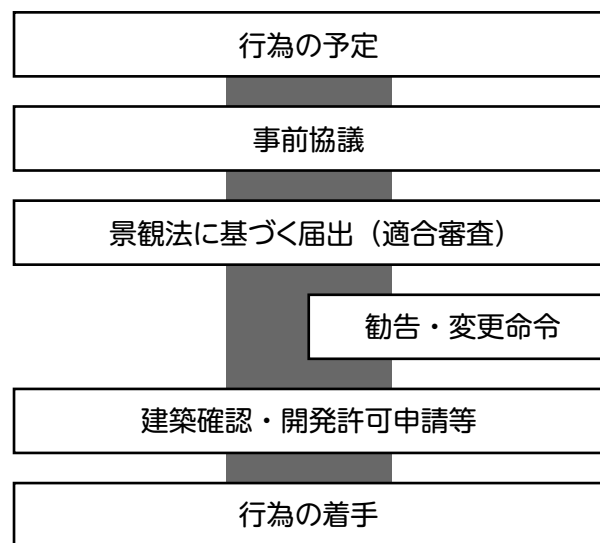
第4章 事前協議と届出による景観づくり

景観法により、一定規模以上の建築行為などについて、届出を行うことが義務付けられています。届出の内容が、景観形成基準に適合しているか審査を行います。

事前協議は、景観法に基づく届出が必要な建築物などに対して届出前に協議を行う制度であり、景観法に基づく届出内容の審査の円滑化を図ります。

事前協議及び届出を行うことで、景観まちづくりの目標や方針に沿った景観づくりを進めます。

届出の流れ



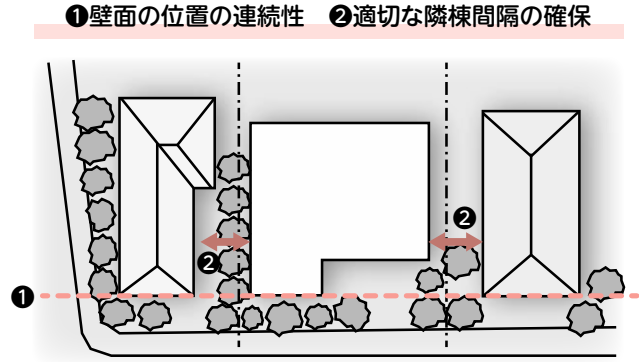
※この届出の流れは、北区景観づくり計画運用開始日（平成27年10月予定）からの運用となります。運用開始日以前に届出の際は、都市計画課までお問い合わせください。

第5章 良好な景観づくりのための行為の制限に関する事項(景観形成基準)

景観まちづくりの基本目標や良好な景観づくりに関する方針を受けて、建築物・工作物・開発行為について以下の項目ごとに景観形成基準を定めます。各基準の内容は一般地区と各景観形成重点地区で異なります。

景観形成基準は、景観計画区域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項のこと(景観法第8条第2項第2号)であり、景観まちづくりの基本目標・方針を受けて定めています。届出行為の際、主にこの項目に対して審査を行います。

行為の種類	景観形成基準の項目
建築物	【配置】、【高さ・規模】、【形態・意匠・色彩】、【公開空地・外構・緑化等】、【その他】 (例)建築物は、周辺への圧迫感や違和感がないように、壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、まちなみとの調和に配慮します。
工作物	【配置】、【高さ・規模】、【形態・意匠・色彩】、【緑化】 (例)工作物の形態・意匠は、まちなみとの調和に配慮します。
開発行為	【土地利用】、【造成等】 (例)擁壁や法面では、壁面緑化などを行うことにより圧迫感を軽減します。



第6章 屋外広告物

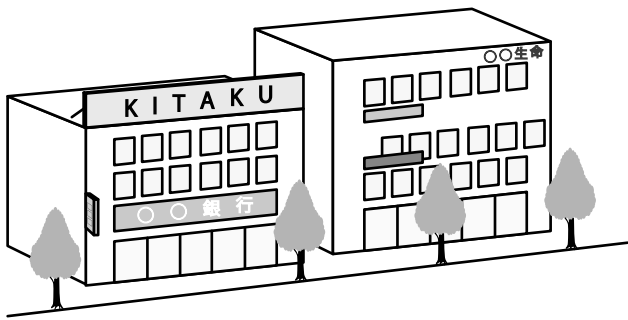
屋外広告物の表示等の制限に関する事項

屋外広告物は、自然の風景や都市の景観に大きな影響を与えます。商品の広告や情報の伝達を目的として設置されており、無秩序に設置された屋外広告物が良好な景観づくりの阻害要因となることが多く、周辺との調和や地域の特性に応じた景観への配慮が求められます。

北区においても、まちの顔となる駅周辺の品格を保つこと、公園や河川などの骨格となる景観資源との調和を図ることを目的として、区全域を対象として、表示や掲出方法について誘導を行います。

屋外広告物の事前相談

区では、良好な景観の形成などを目的とした東京都屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の表示・掲出の許可を行っています。これに加え、屋外広告物の事前相談制度を設け、屋外広告物の表示等に関する基本方針を満たすように配慮を促すことで、北区の地域特性を踏まえた景観づくりに資する屋外広告物の表示・掲出を誘導します。



屋外広告物イメージ

第7章 景観的に重要な建造物、樹木、公共施設等

景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

景観法では、景観的に重要な建造物や樹木を、所有者や管理者の意見を踏まえて、「景観重要建造物」や、「景観重要樹木」として指定することができます。景観重要建造物、景観重要樹木に指定された建造物や樹木は、個性ある景観づくりの核として、維持、保全及び継承を図ります。

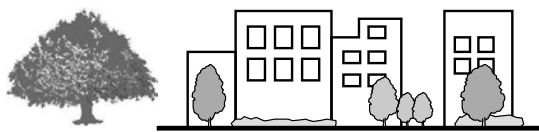
公共施設等の景観づくりの方針

■公共施設等の景観づくりに関する考え方

道路、河川、公園そのほかの公共施設や、学校、庁舎そのほかの公共建築物などは、北区を印象づける重要な景観要素となるため、良好な景観づくりへ向けた配慮事項に基づき、国や東京都とも連携を図りながら、積極的に良好な景観づくりに資する整備を図ります。

■景観重要公共施設指定の方針

良好な景観の形成に重要な河川(荒川・隅田川・石神井川)・道路(西が丘一丁目桜並木通り)・公園(旧古河庭園、飛鳥山公園、清水坂公園など)といった公共施設を景観法に基づく「景観重要公共施設」に位置づけます。また、「景観重要公共施設の整備に関する事項」を定め、周辺のまちづくりと一体となった公共施設の良好な景観づくりを図ります。

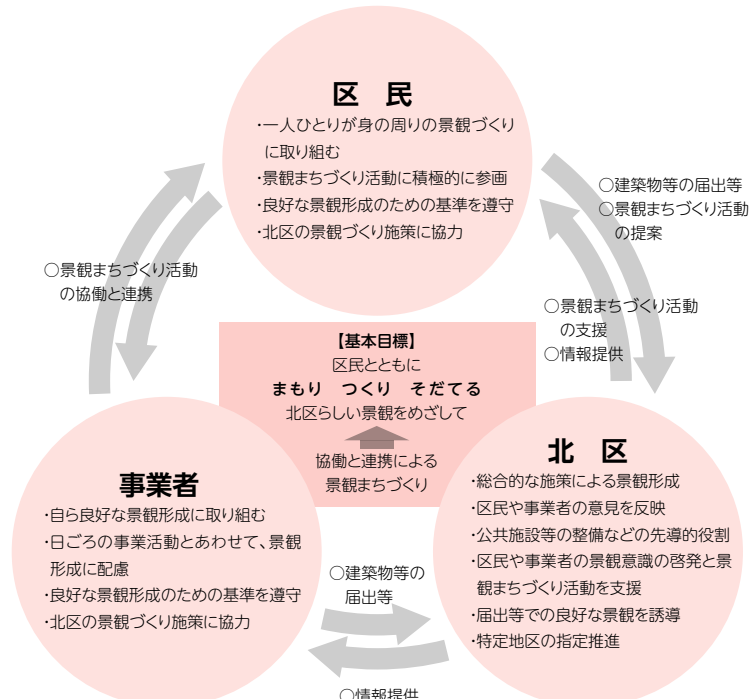


第8章 景観まちづくりの推進

区民・事業者・北区がそれぞれの役割を果たしながら、協働・連携して、良好な景観づくりに向けて、景観まちづくりを進めることが大切です。

今後の進め方

4月1日(水)に景観行政団体へ移行し、北区景観づくり計画(案)の説明会やパブリックコメントを踏まえて、10月の運用開始を目指しています。



- 平成27年4月**
景観行政団体へ移行
 ・東京都と協議を行い、景観法に基づく景観行政を行う景観行政団体へと移行します。
 ※これまで東京都で受け付けた物件は、北区が引き継ぎます。
- 平成27年4月～5月**
北区景観づくり計画(案)説明会、パブリックコメント
 ・景観行政団体として皆さんからご意見をいただき、北区景観づくり計画策定の参考とさせていただきます。
- 平成27年10月**
北区景観づくり計画策定
 ・景観法に基づく新しい景観まちづくりへと移行します。